

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
成田市	新規就農者への支援・相談活動	新規就農希望者	新規就農希望者に対し、就農に必要な情報の提供や支援制度の説明を行う。	—	—	農政課 0476-20-1542	1
	成田市農地集積促進事業補助金交付事業	(1) 法人にあっては市内に事務所又は事業所を有し、個人にあっては本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている者。 (2) ①農地中間管理機構に農地を貸し付け、認定農業者又は認定新規就農者へ転貸された農地を所有する者。 ②農地中間管理機構から農地を借り受けた認定農業者又は認定新規就農者。	10年以上の貸し借りに対して貸付者 4円/m ² 借受者 6円/m ²	—	—		7
佐倉市	新規就農サポート	新規就農希望者	新規就農希望者に対し、就農に必要な情報の提供や農家住宅、農地等のあっせん、地元農家との顔合わせなどを行う。	—	—	農政課 043-484-6142	1.7.8
	佐倉市新規就農者支援事業補助金	新規就農者 ①独立就農者 新規就農者として認められた場合 ②親元就農者 2親等以内の直系尊属のもとで、新たに農業経営を開始した場合	就農に必要な農業機械等の導入経費について、1/2以内を助成する。 (限度額:30万円)	—	予算の範囲内		4
	新規就農希望者の農業技術習得の場としての提供 (飯野台ふれあい農園)	<支援対象者> 市内において就農を目指す者	新規就農希望者が就農に必要な技術、知識を習得するために市民農園の一部区画を練習園場として提供 ※先進農家等による相談、技術指導など	随時	現在 定めなし		農政課 043-484-6141
四街道市	四街道市認定新規就農者支援事業補助金	(1) 認定新規就農者であること (2) 市内に居住していること (3) 市内に主たる営農する農地があること	施設・機械等に係る経費を支援(補助率1/2以内 上限20万円)	—	—	産業振興課農政係 043-421-6133	4
八街市	八街市農業後継者育成支援給付金事業	次の各号のいずれにも該当する者 (1) 農業経営者になることに強い意欲を有する者 (2) 本市に在住し、本市の住民基本台帳に登録されている50歳未満の者 (3) 主たる農用地が市内にある者 (4) 平成26年4月1日以降の新規就農者であって、就農後3年以内の者	本市における新規就農者の就業意欲の喚起と育成を図ることを目的として、予算の範囲内で、農業の後継者として新たに就農した農業者に対し、月額2万円を最長24ヶ月給付する。	—	—	農政課 043-443-1402	4
印西市	農業版ハローワーク	農業への従事希望者	農家で働いてみたい市民と、労働力を必要としている市内農家の求職及び求人に係る情報について登録し、相互に必要な情報の提供を行う。 求職者に対しては登録にあたって複数回の農業研修を行う。	不定期	10名程度	環境経済部農政課 0476-33-4488	1
白井市	援農ボランティア育成・就農支援事業・新規就農のステップアップ講座	白井市内での就農希望者・新規就農者	農業経営に必要な基礎知識取得のための講義及び各種支援制度に関する情報提供を行う講座を開催する。	2月	20名程度	市民環境経済部産業振興課 047-492-1111	1
酒々井町	酒々井町担い手育成支援事業	1. 認定農業者等 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③集落営農組織 (当該年度中に上記になることが確実な者を含む。) 2. 経営発展志向農業者 ①経営面積 ・畑作1ha以上 ・水田2ha以上 ・畑作と水田あわせて1.5ha以上 ②施設園芸、その他については、別に町長が判断する。	補助対象 (1) 農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械又は施設の改良、復旧若しくは取得 (2) 農地等の改良又は復旧 補助率 1. 認定農業者等 事業費の30%(限度額100万円) 2. 経営発展志向農業者 事業費の15%(限度額50万円)	—	—	経済環境課 043-496-1171	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他